

四日市市営住宅入居申込者公募要領（単身者用）

市営住宅の単身入居者を下記の要領により募集します。

なお、当選後に入居を辞退されますと次回の定期募集に限り、申込みができませんので十分考慮のうえ申込みをしてください。

記

1. 申込受付期間 令和 7 年 1 0 月 6 日（月） から
 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金） まで
 《 受付時間 》 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
2. 申込受付場所 四日市市役所 4 階 市営住宅課
3. 公募戸数 3 戸

団地名	構造	募集戸数	部屋タイプ	家賃	
大瀬古新町 （1DK）	中層耐火構造	1戸	1DK	17,400～40,000 円	※①
前田町・1階	中層耐火構造	1戸	2DK	9,900～14,700 円	※①
曙町 （1DK）	中層耐火構造	1戸	1DK	16,100～36,900 円	※①

※募集戸数及び家賃の金額については、変動する場合があります。

※①大瀬古新町（1DK）、前田町・1階（2DK）、曙町（1DK）は、一般世帯用の規定に当てはまる人も申込みできます。

4. 入居資格 次の（１）～（７）のすべての条件に該当する方
 - （１）市内に住所又は勤務場所を有する方
 - （２）次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①申込時点で 6 0 歳以上
 - ② 1 ～ 4 級の身体障害者手帳、療育手帳、 1 ～ 3 級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方
 - ③生活保護を受給している方
 - ④DV（配偶者からの身体的・精神的暴力）被害者で市営住宅条例に定める要件を満たす方
 - ⑤その他、四日市市営住宅条例第 5 条第 2 項第 2 ～ 8 号に定める方なお、原則として、障害等により常時介護を必要とする方は入居できませんが、常時介護を受けることが可能な方は入居できます。
 - （３）前年の収入が、別紙の収入基準の計算方法により、本来階層は、月額 158,000 円以下、裁量階層は、月額 259,000 円以下の方（ただし、前田町・1 階については、本来階層は、月額 114,000 円以下、裁量階層は、月額 158,000 円以下の方）。
※ 裁量階層とは、①～③のいずれかに該当する方です。
①申込者が 6 0 歳以上の方、② 1 ～ 4 級の身体障害者手帳・療育手帳・ 1 ～ 2 級の精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ（同程度と確認できる場合を含む）方、

- ③その他四日市市営住宅条例第5条第1項第2号に定める方
本来階層は、裁量階層以外の方です。
- (4) 市区町村税を完納している方（ただし、市区町村税を免除されている方はこの限りでない。）
- (5) 次に掲げるいずれにも該当しないこと（ともに連帯保証人を含む）。
ア 過去において市営住宅に入居していた方で、現に未納の家賃、損害賠償金
その他費用負担の義務がある
イ 過去において市営住宅に入居していた方で、当該住宅の使用に係る債務を
免れたことがある
- (6) 申込者若しくは入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (7) その他、現に住宅に困窮していることが明らかな方など市営住宅条例に定められた資格を満たしている方

5. 申込みに必要な書類（申込書等の用紙は市営住宅課窓口で交付）

- (1) 市営住宅入居申込書・・・抽選の日時及び抽選の結果の通知郵送用として、はがき2枚を添付（85円分の切手を2枚分貼る）
- (2) 申込者全員分の個人番号確認書類（個人番号カード等）・本人確認書類およびマイナンバー利用同意書（申込者全員分の署名が必要）
- (3) 収入証明書
① 令和7年1月1日の時点で四日市市に住所があった方は、四日市市の発行する令和7年度所得課税証明書
② 令和7年1月1日の時点で他の市区町村に住所があった方は、その市区町村の発行する令和7年度課税証明書
③ 同居はしないが事実上扶養している方があるときは、これを証明する源泉徴収票又はこれを証する書類
- (4) 市区町村税完納証明書
- (5) 住民票の写し（入居予定者全員、世帯主名・続柄が記載されたもの）
- (6) 在職証明書（四日市市外に住所を有する方のみ）
- (7) 生活保護、障害者世帯は福祉事務所長の発行する各証明書
（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写しでもよい）
※個人番号利用同意のある方は、(3)については、省略できる場合があります。
※令和7年1月1日の時点で四日市市に住所があった方は、(4)(5)の証明書については、申込時に限り省略できる場合があります。

6. 選考及び抽選

申込者について資格審査を行い、有資格者については公開抽選により入居予定者を決定します。

抽選予定日 11月上旬

（抽選日が決定しましたら、はがきにてお知らせいたします。）

※入居にあたっては、連帯保証人が原則2名必要となります。

連帯保証人については、1人減じるまたは免除することができる場合や、債務保証業者を利用できる場合があります。詳しくは市営住宅課までお問合せ下さい。

電話 354-8218・354-8318